

事 務 連 絡
令和2年（2020年）12月18日

各指定地方公共機関の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知・遵守徹底について

飲食店などにおいては、これまでも業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスの感染防止対策が講じられていますが、今般、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び「外食業の事業継続のためのガイドライン」が改訂されましたので、お知らせします。

本県においても、接待を伴う飲食店や会食の場で多数のクラスターが発生していますので、貴機関所属の関係会員等に周知していただき、感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（健康福祉部健康危機管理課）
問合せ先：中満、小堀
電話：096-333-2478
（内線）5933、5947

事務連絡
令和2年12月4日

各都道府県知事 殿
厚生労働省
農林水産省
国土交通省 担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知・遵守徹底

飲食店等においては、これまでも業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスの感染防止策を講じているところであるが、昨今、会食の場で感染が広がるケースが増えている。そのため、飲食店などの関係団体において、11月18日のイベント開催のあり方等に関する検討会で、専門家を交えた検討が行われ、11月27日に「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、11月30日に「外食業の事業継続のためのガイドライン」が改訂されたところである。

これらの業種別ガイドラインを遵守し、感染防止策の一層の向上が図られるよう、関係省庁におかれては、関係団体から全会員に十分周知されたい。加えて、ガイドラインの遵守を徹底するため、必要に応じた実地調査や都道府県との連携が進むよう適切に指導されたい。

また、各都道府県におかれては、各都道府県及び市区町村で飲食店認証制度等を策定、運用していると承知しているところ、今般の業種別ガイドラインの改訂に留意の上、運用されたい。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 宮坂・植田・石田・竹本・井上・寺井

直通 03(6257)3085